指導検査基準（指定介護予防福祉用具貸与事業)

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認書類等
第１　基本方針	**１　基本方針** 　指定介護予防福祉用具貸与の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、利用者の生活機能の維持又は改善を図るものとなっているか。	法第115条の3第1項 平18厚労令35第265条	・概況説明 ※定款、寄附行為等 ※運営規程 ・パンフレット等
第２　人員に関する基準	**１　専門相談員の員数** (1) 指定介護予防福祉用具貸与事業者が指定介護予防福祉用具貸与事業所ごとに置くべき専門相談員の員数は、常勤換算方法で、２以上となっているか。 　専門相談員は、介護福祉士、義肢装具士、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士又は厚生労働大臣が指定した講習会の課程を修了した者若しくは都道府県知事がこれと同程度以上の講習を受けたと認める者であるか。 (2) 指定介護予防福祉用具貸与事業者が次の各号に掲げる事業者の指定を併せて受ける場合であって、当該指定に係る事業と指定介護予防福祉用具貸与の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、次の各号に掲げる事業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる規定に基づく	法第115条の4第1項 平18厚労令35第266条	・職員勤務表 ・常勤、非常勤職員の員数がわかる職員名簿 ※各種免許証及び修了証 ※職員の履歴書 ・雇用契約書

	人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 ①指定福祉用具貸与事業者 　指定居宅サービス等基準第194条第1項 ②指定特定福祉用具販売事業者 　指定居宅サービス等基準第208条第1項 ③指定特定介護予防福祉用具販売事業者 　第282条第1項		
	2　管理者 　指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。 　ただし、指定介護予防福祉用具貸与事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防福祉用具貸与事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事するができるものとする。	平18厚労令35第267条	
第３　設備に関する基準	**1　設備及び備品等** (1) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、福祉用具の保管及び消毒のために必要な設備及び器材並びに事業の運営を行うために必要な広さの区画を有するほか、指定介護予防福祉用具貸与の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えているか。 　ただし、第 273条第 3項の規定に基づき福祉用具の保管又は消毒を他の事業者に行わせる場合にあっては、福祉用具の保管又は消毒のために必要な設備又は器材を有しないことができるものとする。	法第115条の4第2項 平18厚労令35第268条	※運営規程 ・事業所の平面図 ・設備、備品台帳 ・業者との委託契約書

	(2) (1)の設備及び器材の基準は、次のとおりとなっているか。 ① 福祉用具の保管のために必要な設備 イ 清潔であること。 ロ 既に消毒又は補修がなされている福祉用具とそれ以外の福祉用具を区分することが可能であること。 ② 福祉用具の消毒のために必要な器材 当該指定介護予防福祉用具貸与事業者が取り扱う福祉用具の種類及び材質等からみて適切な消毒効果を有するものであること。 (3) 指定介護予防福祉用具貸与事業者が指定福祉用具貸与事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防福祉用具貸与の事業と指定福祉用具貸与の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第 196条第 1項及び第 2項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって前２項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。		・保管に関する記録 ・消毒に関する記録
第４　運営に関する基準	**1 内容及び手続の説明及び同意** (1) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第 270 条に規定する重要事項に関する規程の概要、専門相談員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ているか。 **2 提供拒否の禁止** 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、正当な理由なく指定介	平18厚労令3第276条準用（第8条） 平18厚労令35第276条準用（第9条）	※運営規程 ・説明文書 ・利用申込書 ・同意に関する記録 ・（利用申込受付簿）

	護予防福祉用具貸与の提供を拒んでいないか。		
	3　サービス提供困難時の対応 　指定介護予防福祉用具貸与事業者は、当該指定介護予防福祉用具貸与事業所の通常の事業の実施地域、取り扱う福祉用具の種目等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防福祉用具貸与を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者への連絡、適当な他の指定介護予防福祉用具貸与事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。	平18厚労令35第276条 準用（第10条）	・（サービス提供依頼書） ・連絡に関する記録 ・紹介に関する記録
	4　受給資格等の確認 (1) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確かめているか。 (2) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、前項の被保険者証に、法第 115 条の 3 第 2 項の規定により認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して指定介護予防福祉用具貸与を提供するように努めているか。	平18厚労令35第276条 準用（第11条）	※サービス提供票 ・利用者に関する記録
	5　要支援認定の申請に係る援助 (1) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与の提供の開始に際し、要支援認定を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。 (2) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、介護予防支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われてい	平18厚労令35第276条 準用（第12条）	・利用者に関する記録

	ない等の場合であって必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する３０日前にはなされるよう、必要な援助を行っているか。		
	6　心身の状況等の把握 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。	平18厚労令35第276条準用（第13条）	・利用者に関する記録 （※介護予防支援経過） （※サービス担当者会議の要点） （※サービス担当者に対する照会（依頼）内容） ・情報提供者に関する記録
	7　介護予防支援事業者等との連携 (1) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与を提供するに当たっては、介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。 (2) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な相談又は助言を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	平18厚労令35第276条準用（第14条）	・相談等に関する記録
	8　介護予防サービス費の支給を受けるための援助 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与の提供の開始に際し、利用申込者が施行規則第83条の 9各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画の作成を介護予防支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、介護予	平18厚労令37第276条準用（第15条）	

	防サービス費の支給を受けることができる旨を説明すること、介護予防支援事業者に関する情報を提供することその他の介護予防サービス費の支給を受けるために必要な援助を行っているか。		
	9 介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定介護予防福祉用具貸与を提供しているか。	平18厚労令35第276条準用（第16条）	・（利用者の届出書） ※居宅サービス計画書(1)(2) ※週間サービス計画表 ※サービス提供票、別表
	10 介護予防サービス計画等の変更の援助 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、利用者が介護予防サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者への連絡その他の必要な援助を行っているか。	平18厚労令35第276条準用（第17条）	※居宅サービス計画書(1)(2) ※サービス提供票、別表 （変更の確認） ・利用者に関する記録
	11 身分を証する書類の携行 (1) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。 (2) 証書等には当該指定介護予防福祉用具貸与事業所の名称、当該専門相談員等の氏名の記載があるか。	平18厚労令35第276条準用（第18条）	・就業規則 ・業務マニュアル ・実態確認（身分証等）
	12 サービスの提供の記録 (1) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与を提供した際には、当該指定介護予防福祉用具貸与の提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名、当該指定介護予防福祉用具貸与について法第 53 条第 4 項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しているか。 (2) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用	平18厚労令35第276条準用（第19条）	※サービス提供票、別表 ※居宅サービス計画書(1)(2) ・業務日誌（サービス提供記録）

	具貸与を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しているか。		
	13 利用料等の受領 (1) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防福祉用具貸与を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防福祉用具貸与に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防福祉用具貸与事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けているか。 (2) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防福祉用具貸与を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防福祉用具貸与に係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしているか。 (3) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、(1) (2) の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額以外の費用の額の支払を利用者から受けていないか。 ① 通常の事業の実施地域以外の地域において指定介護予防福祉用具貸与を行う場合の交通費 ② 福祉用具の搬出入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用 (4) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、(3) の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ているか。	平18厚労令35第269条	※サービス提供票、別表 ※領収書控 ※運営規程（利用料その他の費用の確認） ※サービス提供票、別表 ※領収書控 ※重要事項説明書 ※運営規程（実施区域の確認） ・説明文書 ・利用申込書 ・同意に関する記録

	(5) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、あらかじめ定めた期日までに利用者から利用料又はその一部の支払がなく、その後の請求にもかかわらず、正当な理由なく支払に応じない場合は、当該指定介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具を回収すること等により、当該指定介護予防福祉用具貸与の提供を中止することができる。		
	(6) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与その他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした居宅要支援被保険者に対し、施行規則第 85 条において準用する第 65 条で定めるところにより、領収証を交付しているか。	法第41条第8項	※領収証控
	(7) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、法第 53 条第 7 項において準用する法第 41 条第 8 項の規定により交付しなければならない領収証に、指定介護予防福祉用具貸与について居宅要支援被保険者から支払を受けた費用の額のうち、法第 53 条第 2 項第 1 号又は第 2 号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定介護予防福祉用具貸与に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定介護予防福祉用具貸与に要した費用の額とする。)、食事の提供に要した費用の額及び滞在に要した費用の額に係るもの並びにその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しているか。	施行規則第65条	
	14 保険給付の請求のための証明書の交付 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防福祉用具貸与に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定介護予防福祉用具貸与の	平18厚労令35第276条 準用（第21条）	・領収書控 ・パンフレット等 ※サービス提供証明書控 （介護給付費明細書代用可）

	種目、品名、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しているか。		
	15 利用者に関する市町村への通知 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。 ① 正当な理由なしに指定介護予防福祉用具貸与の利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。 ② 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。	平18厚労令35第276条 準用（第23条）	
	16 管理者の責務 (1) 指定福祉用具貸与事業所の管理者は、指定福祉用具貸与事業所の従業者の管理及び指定福祉用具貸与の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。 (2) 指定福祉用具貸与事業所の管理者は、当該指定福祉用具貸与事業所の従業者に、基準「第 13 章第 4 節 運営に関する基準」の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。	平18厚労令35第276条 準用（第52条）	・組織図、組織規程 ※運営規程 ・職務分担表 ・業務報告書・業務日誌等
	17 運営規程 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めているか。 ① 事業の目的及び運営の方針	平18厚労令35第270条	※運営規程

	② 従業者の職種、員数及び職務内容 ③ 営業日及び営業時間 ④ 指定介護予防福祉用具貸与の提供方法、取り扱う種目及び利用料その他の費用の額 ⑤ 通常の事業の実施地域 ⑥ その他運営に関する重要事項		
	18 適切な研修の機会の確保 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、専門相談員の資質の向上のために、福祉用具に関する適切な研修の機会を確保しているか。	平18厚労令35第271条	・研修受講修了証明書等 ・研修計画・出張命令書 ・研修会資料
	19 福祉用具の取扱種目 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、利用者の身体の状態の多様性、変化等に対応することができるよう、できる限り多くの種類の福祉用具を取り扱うようにしているか。	平18厚労令35第272条	
	20 勤務体制の確保等 (1) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防福祉用具貸与を提供できるよう、指定介護予防福祉用具貸与事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めているか。 (2) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与事業所ごとに、当該指定介護予防福祉用具貸与事業所の従業者によって指定介護予防福祉用具貸与を提供しているか。 ただし、利用者のサービス利用に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。	平18厚労令35第276条 準用（第102条第1項、第2項）	※就業規則 ※運営規程 ・雇用契約書 ・勤務表（原則として月ごと）
	21 衛生管理等 (1) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、従業者の清潔の保	平18厚労令35第273条	・従業者の健康診断に関する記録

	持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。 (2) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、回収した福祉用具を、その種類、材質等からみて適切な消毒効果を有する方法により速やかに消毒するとともに、既に消毒が行われた福祉用具と消毒が行われていない福祉用具とを区分して保管しているか。		・消毒方法の標準作業書
	(3) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、前項の規定にかかわらず、福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせることができる。この場合において、当該指定介護予防福祉用具貸与事業者は、当該委託等の契約の内容において保管又は消毒が適切な方法により行われることを担保しているか。		・業者との委託契約書 ・業務規程等
	(4) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、(3)の規定により福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合にあっては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しているか。		・結果に関する記録
	(5) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めているか。		
	22 掲示及び目録の備え付け (1) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、事業所の見やすい場所に、第 270 条に規定する重要事項に関する規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。 (2) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、利用者の福祉用具の選択に資するため、指定介護予防福祉用具貸与事業所に、その取り扱う福祉用具の品名及び品名ごとの利用料その他の必要事項が記載された目録等を備え付けているか。	平18厚労令35第274条	・　目録等

	23 秘密保持等 (1) 指定介護予防福祉用具貸与事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。 (2) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、当該指定介護予防福祉用具貸与事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。 (3) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。	平18厚労令35第276条準用（第31条）	・同意に関する記録 ・就業時の取り決め等の記録
	24 広告 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。	平18厚労令35第276条準用（第32条）	・パンフレット等 ・ポスター等 ・広告（チラシ）
	25 介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、介護予防支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。	平18厚労令35第276条準用（第33条）	
	26 苦情処理 (1) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、提供した指定介護予防福祉用具貸与に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。 (2) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、(1) の苦情を受け	平18厚労令35第276条準用（第34条）	・相談に関する記録 ・苦情に関する記録

	付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。 (3) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、提供した指定介護予防福祉用具貸与に関し、法第 23 条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 (4) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、市町村からの求めがあった場合には、(3) の改善の内容を市町村に報告しているか。 (5) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、提供した指定介護予防福祉用具貸与に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第 176 条第 1 項第 2 号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 (6) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、(5) の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。		
	27 事故発生時の対応 (1) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、利用者に対する指定介護予防福祉用具貸与の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。 (2) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、(1)の事故の状況及	平18厚労令35第276条準用(第35条)	・運営規定 ・連絡マニュアル等 ・事故に関する記録

	び事故に際して採った処置について記録しているか。 (3) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、利用者に対する指定介護予防福祉用具貸与の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。		・損害賠償に関する記録
	28 会計の区分 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与事業所ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防福祉用具貸与の事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。	平18厚労令35第276条 準用(第36条)	・会計関係書類
	29 記録の整備 (1) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。 (2) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、利用者に対する指定介護予防福祉用具貸与の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から２年間保存しているか。 ① 基準第19条第 2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 ② 基準第 273条第 4項に規定する結果等の記録 ③ 基準第23条に規定する市町村への通知に係る記録 ④ 基準第34条第 2項に規定する苦情の内容等の記録 ⑤ 基準第35条第 2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	平18厚労令35第275条	
第５ 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	**1 指定介護予防福祉用具貸与の基本取扱方針** (1) 指定介護予防福祉用具貸与は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われているか。 (2) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、自らその提供する	平18厚労令35第277条	

	与の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。 (3) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たっているか。 (4) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めているか。 **2 指定介護予防福祉用具貸与の具体的取扱方針** 専門相談員の行う指定介護予防福祉用具貸与の方針は、第265条に規定する基本方針及び第277条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによっているか。 (1) 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行い、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料等に関する情報を提供し、個別の福祉用具の貸与に係る同意を得ているか。 (2) 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか。 (3) 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、貸与す	平18厚労令35第278条	・使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等に関する記録 ・取扱説明書 ・点検に関する記録

	る福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行っているか。 (4) 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者の身体の状況等に応じて福祉用具の調整を行うとともに、当該福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に実際に当該福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行っているか。 (5) 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、貸与した福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行っているか。 (6) 介護予防サービス計画に指定介護予防福祉用具貸与が位置付けられる場合には、当該計画に指定介護予防福祉用具貸与が必要な理由が記載されるとともに、当該利用者に係る担当職員により、少なくとも６月に１回その必要性が検討された上で、継続が必要な場合にはその理由が介護予防サービス計画に記載されるように必要な措置を講じているか。		
第６　変更の届出等	指定介護予防福祉用具貸与事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他施行規則第140条の19で定める事項に変更があったとき、又は当該指定介護予防福祉用具貸与の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、施行規則で定めるところにより、１０日以内に、その旨を都知事に届け出ているか。	法第115条の5	・指定申請書及び変更届（写）

第７　介護給付費の算定及び取扱い	**1　介護予防福祉用具貸与費の単位数の算定** 　指定介護予防福祉用具貸与事業所において、指定介護予防福祉用具貸与を行った場合に、現に指定介護予防福祉用具貸与に要した費用の額を当該指定介護予防福祉用具貸与事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数（１単位未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た単位数）としているか。	平18厚労告127別表の11	※サービス提供票・別表 ※給付管理表 ※介護給付費請求書 ※介護給付費明細書 ※サービス提供証明書 ※「福祉用具貸与サービスコード表」参照
	2　搬出入に要する費用の取扱い 　搬出入に要する費用は、現に指定介護予防福祉用具貸与に要した費用に含まれるものとし、個別には評価していないか。 　ただし、指定介護予防福祉用具貸与事業所が別に厚生労働大臣が定める地域（平成12年厚生省告示第24号）に所在する場合にあっては、当該指定介護予防福祉用具貸与の開始日の属する月に、指定介護予防福祉用具貸与事業者の通常の業務の実施地域において指定介護予防福祉用具貸与を行う場合に要する交通費に相当する額を当該指定介護予防福祉用具貸与事業所の所在地に適用される１単位の単価で除して得た単位数を、個々の福祉用具ごとに当該指定介護予防福祉用具貸与に係る介護予防福祉用具貸与費の100分の100に相当する額を限度として所定単位数に加算する。	平18厚労告127別表の1の注1	
	3　要支援者に対する取扱い 　要支援者に対して、厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種目（平成11年厚生省告示第93号）に規定する車いす等に係る指定介護予防福祉用具貸与を行った場合は、指定介護予防福祉用具貸与費は算定していないか。	平18厚労告127別表の1の注2	

	ただし、別に厚生労働大臣が定める者に対する場合については、この限りでない。 **4　サービス種類相互の算定関係** 利用者が介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、介護予防福祉用具貸与費は、算定していないか。	平18厚労告127別表の1の注3	